

新表示制度がスタートしました

ホテル・旅館等の防火安全対策の強化を図るため、旧適マーク制度に見直しを加えた新表示制度がスタートしました。防火・防災基準に適合しているホテル・旅館等には、下記の表示マークが掲出することができます。これにより利用者が、防火・防災基準への適合性を表示で容易に確認することができます。

表示マーク



★表示マークの交付申請ができる施設

ホテル・旅館等（複合用途の施設でホテル・旅館に供する部分が存するものを含む。）で、地階を除く階数が3以上、かつ、防火管理者の選任を必要とする施設。

★表示マークが表示できる施設

上記に該当する施設で、下記表示基準に適合した施設。

★表示基準

1. 防火（防災）管理等に関する事項が適正に行われていること。
2. 危険物施設等が適正に設置及び維持管理されていること。
3. 次の事項に関する事。（今回強化された事項）
 - (1) 建築基準法第12条に基づく定期報告が実施されていること。
 - (2) 建築構造等（建築構造・防火区画・階段）が現行の建築基準法令に適合していること。
 - (3) 避難施設等（屋根・外壁・非常用エレベーター・排煙設備・防煙壁・非常用の照明・非常用進入口等・壁・天井・床・特定防火設備及び防火設備・避難施設・敷地内の通路）が基準に適合していること。

◆表示制度対象外施設通知書の交付

新表示制度の対象とならない2階以下又は収容人員30人未満のホテル・旅館等は、新表示マークの交付を受けられませんが、表示基準に適合している場合には、表示基準に適合している旨を証明する通知書（表示制度対象外施設通知書）の交付を受けることができます。